

第4節 銀行に対する検査

I 検査実施状況の概要

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要（資料 19-1-4 参照）

主要行等については、金融検査マニュアルに基づき、法令等遵守態勢、リスク管理態勢等について的確な実態把握に努めてきた。平成 13 検査事務年度の検査に当たっては、これまで 2 年に 1 回程度の頻度で実施してきた検査を年 1 回検査へ強化し、金融検査マニュアルに基づく検査が二巡目となる先に対しては、信用リスクを重視した「信用リスクターゲット検査」を実施した。また、ペイオフ解禁を控え、預金口座名寄せのためのデータ整備状況の検証や金融機関の経営統合等によるシステム統合リスクの検証については、民間出身の専門家で編成する「システムリスク班」を機動的に活用し、より深度ある検査を実施してきたところである。

13 検査事務年度においては、自己査定の正確性やリスク管理債権等の開示の適切性を高めるため、半期毎に短期間の立入により検証する「フォローアップ検査」を実施し、検査結果の適時・的確な経営への反映に努めてきたところである。

さらに、市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した「特別検査」を自己査定期間中に実施し、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分及び償却・引当の確保に努めてきたところである。

主要行等に対する通常検査については、14 年 5 月 31 日現在、13 行に対して検査を実施している。そのうち、5 行に対して検査結果を通知している。フォローアップ検査については、14 年 5 月 31 日現在、12 行に対して検査を実施している。そのうち、10 行に対して検査結果を通知している。特別検査については、14 年 5 月 31 日現在、13 行に対して検査を実施し、全てに対して検査結果を通知している。

なお、通常検査に当たっては、主要行等 1 行当たり平均して 42.3 日間の立入日数で、21.4 人を投入している。

また、特別検査の結果公表に併せて、より強固な金融システムの構築に向けた措置として、「主要銀行グループ通年・専担検査」を 14 検査事務年度から導入することとしている。

2. 地方銀行・第二地方銀行に対する検査実施状況の概要（資料 19-1-4 参照）

地方銀行・第二地方銀行については、主要行等と同様、金融検査マニュアルに基づき、法令等遵守態勢、リスク管理態勢等について的確な実態把握に努めてきた。13 検査事務年度においては、金融検査マニュアルに基づく検査が二巡目となる金融機関に対し、信用リスクを重視した「信用リスクターゲット検査」を実施してきたところである。

地方銀行・第二地方銀行に対する検査については、14 年 5 月 31 日現在、地方銀行 27 行（金融庁 10 行、財務（支）局（沖縄総合事務局を除く。）17 行）、第二

地方銀行 30 行（金融庁 12 行、財務（支）局（沖縄総合事務局を除く。）18 行）に対して検査を実施している。また、そのうち、地方銀行 12 行、第二地方銀行 15 行に対して検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行 1 行当たり平均して 23.3 日間の立入日数で、10.6 人を投入している。

II 検査結果の概要

検査（平成 12 検査事務年度に実施した検査を一部含む。）において指摘した主な事例は、以下のとおりである。

（1）法令等遵守態勢

- ① 統括部署においては、営業店や本部各部との連携が不十分なことなどから、コンプライアンスに係る諸情報の一元的な管理を行っておらず、統括機能の発揮は不十分となっている。
- ② コンプライアンス委員会は、事務事故や苦情等の処理結果の報告を求めるにとどまり、法令等遵守に係る基本方針や問題点の検討を行っていないなど、機能発揮は不十分となっている。
- ③ リスク管理債権のディスクロージャーについては、開示基準に適切さを欠く規定がみられることや、自己査定が正確性を欠いていることに加え、監査部署による検証を行う態勢となっていないことなどから、検査で把握した開示すべき額と各行の開示額において、乖離が認められる。

（2）信用リスク管理態勢

- ① 自己査定基準の記述に不明確な部分があること、債務者の財務内容等を十分に把握しないまま自己査定が行われていることなどから、自己査定と当局査定で、債務者区分の相違及び分類金額の乖離が発生している。
- ② 信用格付の決定に当たり、外部格付や株価等の情報を総合的に反映させることとしているにもかかわらず、それらを反映させるための具体的な基準がない。

（3）市場関連リスク管理態勢

運用実態に見合った適切な個別の損失限度額を設定しておらず、損失限度管理が不十分である。

（4）流動性リスク管理態勢

危機時における営業店等での行動手順や連絡体制、預金流出時の資金調達方法等の具体的対応策が策定されていない。

（5）事務リスク管理態勢

苦情、事務事故、訴訟等について、発生原因の分析が不十分で、再発防止策

が実効性のあるものとなっていない。

(6) システムリスク管理態勢

統括部署においては、主要勘定システムの管理にとどまり、他のシステムを含めた総合的な管理が不十分となっている。

(7) 監査

- ① 指摘事項の改善に向けた取組が不十分なことから、連続して同様の指摘を受けている事例が認められており、内部監査が有効に活用されていない。
- ② 内部監査については、営業店の事務不備に係る検証が中心となっており、リスク管理の観点からの監査はいまだ行われていない。

III 破綻に至った銀行に対する検査（破綻処理については、第10章第5節参照）

1. 石川銀行（資料10-5-3参照）

- (1) 石川銀行に対する検査については、平成13年10月24日より立入検査を開始し、13年9月期の自己査定結果を踏まえ、その資産内容等について実態把握を行った。
- (2) 13年9月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これらを修正すると、分類資産額（「Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類の合計額」を指す。以下同じ。）は2,144億円(470億円の増加)となり、13年9月末時点の自己資本額228億円に対して要追加償却・引当額等が420億円となったため、貸借対照表上も、また、これに9月末時点で不動産を時価で評価した場合に生じてくる含み損益(▲25億円)を加味した実質資産負債差額で見ても、資産の部に計上されるべき金額が負債の部に計上されるべき金額をそれぞれ下回ると見込まれた。
- (3) なお、石川銀行は検査期間中の13年12月28日、預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行ったことから、上記検査結果は、14年1月18日に石川銀行の金融整理管財人に対して通知した。

（参考） 石川銀行は検査期間中の13年12月28日、13年9月期中間決算において224億円の債務超過となる旨の半期報告書を提出するとともに、上記申出を行った。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、石川銀行に対し預金保険法第74条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。

2. 中部銀行（資料10-5-7参照）

- (1) 中部銀行に対する検査については、13年11月7日より立入検査を開始し、

平成 13 年 9 月期の自己査定結果を踏まえ、その資産内容等について実態把握を行った。

(2) 13 年 9 月期の自己査定については、一部に不正確又は不適切なものが認められ、これらを修正すると、分類資産額は 967 億円（177 億円の増加）となる。また、13 年 9 月末時点の自己資本額 105 億円に対して要追加償却・引当額が 49 億円となり、この結果、自己資本比率が 4 % を下回ると見込まれたことから、その旨を 13 年 12 月 25 日に同行に対して通知した。

(参考) 検査結果を踏まえた同行の 13 年 9 月期の自己資本比率の水準にかんがみ、13 年 12 月 28 日、中部銀行に対し、銀行法第 26 条第 1 項に基づく早期是正措置命令（第 1 区分）を発出し、自己資本比率の向上策等を求めた。

こうした中、14 年 3 月 8 日、同行から金融庁長官に対して、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の資金繰り状況を踏まえ、同日、預金保険法第 74 条第 1 項に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。